

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 推薦団体の選挙運動（第六十八条―第七十二条）」を「第十三章 削除」に改める。

第一条中「第四十条第一項」を「第四十条」に、「第六十条から第六十二条まで」を「第十一章」に改める。

第二条中「、「市委員会」とは市選挙管理委員会を、「町村委員会」とは町村選挙管理委員会を」を削る。

第五条中「標札及び表示板は」を「前条第一項の標札及び同条第二項の表示板は」に改める。

第七条の二中「及び第二号から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に、「別記第六号の様式」を「別記第六号様式の二」に改める。

第七条の三中「別記第六号の様式」を「別記第六号様式の三」に改める。

第七条の四中「及び第二号から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に、「同項第二号及び第三号」を「同項第三号」に改める。

第四十九条の二第二項第一号中「別記第二十七号様式」を「県委員会が交付する別記第二十七号様式」に、「電磁的記録」を「県委員会が指定する方式により記録した電磁的記録」に改め、同項第二号中「（電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの）」を削る。

第六十三条の二第一項中「公営条例第三条の」を「同条の」に改める。

第十三章を次のように改める。

第十三章 削除

第六十八条から第七十二条まで 削除

第七十四条から第七十六条までを次のように改める。

第七十四条から第七十六条まで 削除

第七十六条の二を削る。

第七十七条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の証紙交付票の交付を受けた政党その他の政治団体が前条の証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に、証紙を貼るべきポスターで記載内容が同一であるものにつきその見本一枚を添えて、県委員会に提出しなければならない。

3 県委員会は、第一項の規定により交付を受けた証紙交付票一枚につき五十枚以内の証紙を交付するものとする。

第七十七条の二に次の二項を加える。

4 前項の規定により証紙の交付を受けた者は、交付を受けた証紙が五十枚に達することにより、証紙交付票一枚を県委員会に返さなければならない。

5 県委員会は、第三項の規定により交付した証紙が五十枚に達しないときは、証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、その印を押して提出者に返すものとする。

第七十八条の二第二項中「第七十六条の二第二項」を「第七十七条の二第二項」に改め、同条第三項中「第七十六条の二第三項から第五項まで」を「第七十七条の二第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「五十枚」とあるのは、「五百枚」と読み替えるものとする。

第八十条第二項を次のように改める。

2 前項の表示板は、確認書を交付する際併せて交付するものとする。

別記様式中読点として表記する「・」を「ゝ」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式（選挙事務所設置届）（第 3 条関係）

選挙事務所設置届	
何年何月何日執行の何何選挙何選挙区（何何選挙）における選挙事務所を次のとおり設置したので、公職選挙法第 130 条第 2 項の規定により届け出ます。	
令和何年何月何日	
候補者又は推薦届出者代表者（候補者届出政党）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
選挙管理委員会委員長 殿	
選挙事務所の所在地	（電話番号）
設 置 年 月 日	
候 補 者 の 氏 名	※推薦届出者が設置した場合のみ記載すること。
備考 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。	

第 2 号様式（選挙事務所異動届）（第 3 条関係）

選挙事務所異動届

何年何月何日執行の何何選挙何選挙区（何何選挙）における選挙事務所を次のとおり異動したので、公職選挙法第 130 条第 2 項の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

候補者又は推薦届出者代表者（候補者届出政党）

氏名（名称及び代表者の氏名）

選挙管理委員会委員長 殿

異 動 後 の 選挙事務所の所在地	(電話番号)
異 動 前 の 選挙事務所の所在地	
異 動 年 月 日	
候 補 者 の 氏 名	※推薦届出者が設置した場合のみ記載すること。

備考 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合に
あつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつて
は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候
補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置が
ある場合は、この限りでない。

第 3 号様式（選挙事務所設置（異動）承諾書）（第 3 条関係）

選挙事務所 設置
異 動 承諾書

推薦届出者代表者

氏名

上の者が、選挙事務所設置（異動）届出書に記載のとおり選挙事務所を設置（異動）することを承諾します。

令和何年何月何日

何何選挙何選挙区（何何選挙）

候補者氏名

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 4 号様式（推薦届出者代表者証明書）（第 3 条関係）

推薦届出者代表者証明書

住所

氏名

上の者は、次の候補者の推薦届出者の代表者であることを証明します。

何何選挙何選挙区（何何選挙）

候補者氏名

令和何年何月何日

推薦届出者

氏名

氏名

備考 推薦届出者全員の氏名を署名又は記名・押印するものとする。

別記第六号の二様式を次のように改める。

第 6 号様式の 2（選挙運動用ビラの届出書）

選挙運動用ビラ届出書

何年何月何日執行の何何選挙において選挙運動用ビラを頒布したいので、公職選挙法第 142 条第 1 項第 1 号（第 3 号・第 4 号）の規定により届け出ます。

頒布するビラの種類 種類

令和何年何月何日

候補者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 種類ごとのビラの見本をそれぞれ 2 枚添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号の三様式を別記第六号様式の三とし、同様式その一の備考一中「参議院選挙区選出議員選挙及び」を削る。

第六号様式の四を次のように改める。

第 6 号様式の 4（候補者届出政党選挙運動用ビラ証紙交付票）（第 7 条の 4 の 2 関係）
表

選挙区名
第 何 号
候補者届出政党の名称
何年何月何日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙運動用ビラ証紙交付票
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
証紙 番号		計 40,000 枚

第六号様式の六を次のように改める。

第 6 号様式の 6（選挙運動用ポスター証紙交付票）（第 7 条の 6 関係）
表

選挙区名
第何号
候補者届出政党の名称
何年何月何日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙運動用ポスター証紙交付票
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
証紙 番号		計 1,000 枚

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式（紛失等による証票交付申請書）（第 10 条関係）

紛失等による証票交付申請書

政治活動用のために使用する事務所に係る立札及び看板の類を表示する証票を紛失（破損）したので、改めて交付されるよう次のとおり申請します。

令和何年何月何日

公職の候補者等の氏名（後援団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

住所（後援団体にあつては、主たる事務所の所在地）
(電話番号)

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

- 1 改めて交付を受けたい証票の枚数 何 枚
- 2 紛失（破損）した証票の番号
- 3 紛失（破損）した証票の表示していた立札及び看板の類を使用している事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の名称	事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	選管記載欄 ※この欄は記入しないこと。	
			紛失等の証票番号	証票の番号

備考

- 1 理由書を添付すること。
- 2 申請の理由が破損による場合には、破損した証票を添えること。
- 3 候補者又はその後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第十二号様式を次のように改める。

第 12 号様式（新聞広告掲載証明書）（第 18 条関係）

第 何 号		
新聞広告掲載証明書		
候補者	住所	
	所属党派名	
	氏名	
	立候補届出 年月日	
上の者は、何年何月何日執行の何何選挙の候補者であつて、公職選挙法第 149 条第 4 項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明します。 令和何年何月何日 何何選挙長 氏 名 印		

備考

- 1 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 2 「候補者の氏名」欄には、その者について当該選挙の選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

第二十号様式その一を次のように改める。

第 20 号様式（個人演説会等開催申出書）（第 40 条関係）

その 1（個人演説会用 参議院選挙区選出議員選挙以外の選挙）

個人演説会開催申出書

何年何月何日執行の何何選挙のため、次のとおり公営施設使用の個人演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

何何選挙候補者

住 所

所属党派（政党又は団体）名

氏 名

電話番号

何何市（町村）選挙管理委員会委員長 殿

1 開催の日時

令和何年何月何日 午前（後）何時何分から午前（後）何時何分まで

2 使用する施設の名称

3 演説者氏名

4 当該施設を過去において使用した回数

5 候補者において、当該施設に附加する設備

備考

1 「所属党派（政党又は団体）名」欄は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称を、それ以外の候補者にあつては所属する政党その他の団体の名称を記載すること。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第二十号様式その三及びその四を次のように改める。

その３（政党演説会用）

政党演説会開催申出書

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙のため、次のとおり公営施設使用の政党演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党
名 称
本部の所在地
代表者氏名
電 話 番 号

何何市（町村）選挙管理委員会委員長 殿

- 1 開催の日時
令和何年何月何日 午前（後）何時何分から午前（後）何時何分まで
- 2 使用する施設の名称
- 3 演説者氏名
- 4 当該施設を過去において使用した回数
- 5 候補者届出政党において、当該施設に附加する設備

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

その４（政党等演説会用）

政党等演説会開催申出書

何年何月何日執行の衆議院比例代表選出議員選挙のため、次のとおり公営施設使用の政党等演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等
名 称
本部の所在地
代表者氏名
電 話 番 号

何何市（町村）選挙管理委員会委員長 殿

- 1 開催の日時
令和何年何月何日 午前（後）何時何分から午前（後）何時何分まで
- 2 使用する施設の名称
- 3 演説者氏名
- 4 当該施設を過去において使用した回数
- 5 衆議院名簿届出政党等において、当該施設に附加する設備

備考 名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

第 26 号様式（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第 168 条第 1 項（徳島県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条第 1 項）の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

令和何年何月何日

候補者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別添のとおり
- 3 連絡場所及び電話番号

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 27 号様式（選挙公報掲載原稿用紙）（第 49 条の 2 関係）

選挙公報掲載文原稿用紙

受付年月日	何年何月何日
受付番号	No.

[illegible]

候補者氏名

連絡場所及び電話番号

第二十九号様式の五その一の備考6を次のように改める。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

第二十九号様式の五その一の備考に次のように加える。

8 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第三十号様式から第三十四号様式までを次のように改める。

第 30 号様式（出納責任者選任（異動）届）（第 64 条関係）

出納責任者選任（異動）届

何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者を次のとおり選任（異動）したので届け出ます。

令和何年何月何日

選任者氏名（名称及び代表者の氏名）

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者の氏名		
出納責任者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生年月日	
選任（異動）年月日		

備考

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。また、推薦届出者が届け出る場合に推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者、候補者届出政党若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面も添えなければならない。
- 3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 31 号様式（出納責任者職務代行の開始（廃止）届）（第 64 条関係）

出納責任者職務代行の開始（廃止）届

何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者の職務代行業を次のとおり開始（廃止）したので届け出ます。

令和何年何月何日

届出者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者の氏名		
出納責任者の氏名		
出納責任者の事故又は 欠けたこと の事実 (職務代行の廃止の理由)		
職務 代 行 者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生年月日	
開始（廃止）年月日		

備考

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。また、推薦届出者が届け出る場合に推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者、候補者届出政党若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面も添えなければならない。
- 3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 32 号様式（出納責任者選任（解任）承諾書）（第 64 条関係）

出納責任者選任（解任）承諾書

氏 名

住 所

職 業

生年月日

上の者が、何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者に選任（出納責任者を解任）されることを承諾します。

令和何年何月何日

候補者氏名



推薦届出者（代表者）
（候補者届出政党代表者） 氏 名 殿

第三十三号様式及び第三十四号様式 削除

第三十五号様式を次のように改める。

第 35 号様式（確認書）（第 73 条関係）

確認書

- 1 選挙の種類 何年何月何日執行何何選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 事業所所在地
- 4 代表者氏名
- 5 所属候補者数（支援候補者数）

上の団体は、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項ただし書（第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書・第 201 条の 9 第 1 項ただし書）の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会 印

第三十五号様式の二の備考一中「参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は」を削る。

第三十五号の三様式及び第三十五号の四様式を次のように改める。

第 35 号様式の 3（政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書）（第 77 条の 2、第 78 条の 2 関係）

政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書

何年何月何日執行の何何選挙において、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 4 号（第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項第 4 号・第 201 条の 9 第 1 項第 4 号）のポスターを掲示したいので、ポスター証紙交付票の交付を申請します。

令和何年何月何日

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 35 号様式の 4（政治活動用ポスター証紙交付票）（第 77 条の 2、第 78 条の 2 関係）
表

No.

(政党その他の政治団体名)

責任者氏名

何年何月何日執行何何選挙

政治活動用ポスター証紙交付票

徳島県選挙管理委員会印

備考 「No.」には、申請書を受理した順に、政党その他の政治団体ごとに一連番号と交付枚数を「1 の 1」、「2 の 1」のように記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
		計枚

第三十七号様式の二を削る。

第三十八号様式を次のように改める。

第 38 号様式（政談演説会開催届出書）（第 79 条関係）

政談演説会開催届出書

何年何月何日執行の何何選挙における政談演説会を、次のとおり開催したいので
届け出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第四十号様式の二及び第四十一号様式を次のように改める。

第 40 号様式の 2（ビラの種類の出書）（第 81 条の 2 関係）

ビラの種類の出書

何年何月何日執行の何何選挙において、次の種類のビラを頒布したいので、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 6 号（第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項第 6 号・第 201 条の 9 第 1 項第 6 号）の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

ビラの種類の数		種類
公職選挙法第 14 章 の 3 の規定による ビラである旨を表 示する記号	第 1 種類 のビラ	
	第 2 種類 のビラ	

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 41 号様式（政党その他の政治団体の機関紙誌届）（第 82 条関係）

政党その他の政治団体の機関紙誌届

次の機関紙（誌）において何年何月何日執行の何何選挙に関する報道及び評論を掲載したいので、公職選挙法第 201 条の 15 の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

区 分	新聞紙	雑 誌	備 考
機関紙誌名			
編 集 人 名			
発 行 人 名			
創刊年月日			
発 行 方 法			
引き続いて発行 されている期間			

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の徳島県公職選挙運動等管理規程の様式に相当するこの告示による改正前の徳島県公職選挙運動等管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。